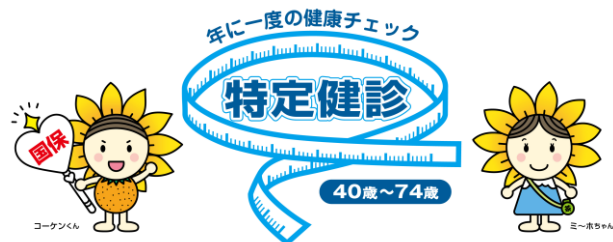


国保連合会だより



NO. 2024-訪-7

令和 6年 10月 16日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁 5580 にお掛けください。)

※請求事務を行うご担当者様はご一読ください！！

◎令和6年12月2日からオンライン請求・オンライン資格確認が義務化となります。

(12月に請求する分からオンライン請求が義務化)

まだお申込みされていない訪問看護ステーションにおかれましては、早急にご準備をお願いします。

※詳細につきましては以下のリンクをご覧ください。

＜医療機関等向け総合ポータルサイト: <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>＞

令和6年12月2日時点で、下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、**令和6年10月31日まで**に、原則として、「医療機関等向け総合ポータルサイト」に開設する「届出フォーム」から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

【経過措置の届出が必要な事情、期限、届出可否】

やむを得ない事情	期 限	オンライン 請求	オンライン 資格確認
①電気通信回線設備に障害が発生した場合※1	障害が解消されるまで	○	×
②令和6年 10 月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合(システム整備中)※2	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和7年6月末まで)	○	○
③オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合 (ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	○	○
④改築工事中的の場合	改築工事が完了するまで	○	○
⑤廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで (遅くとも令和7年6月末まで)	○	○
⑥その他特に困難な事情がある場合 ※常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成 30 年3月31 日において、いずれも 65 歳以上(令和6年3月31 日現在において、いずれも 71 歳以上)である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※①～⑤の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	○	○

※1 ①電気通信回線設備に障害が発生した場合等にオンライン請求のみの経過措置の届出を行う場合には、医療機関等向け総合ポータルサイトから提出するのではなく、紙媒体の猶予届出書を、請求と同時に、国保連合会に提出してください。

※2 ②のシステム整備中の届出には、システムベンダーとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。

◎請求にあたり施設基準の届出を確認してください。

届出と異なる請求はすべて返戻になります。

レセプト送信時にエラーコード「L4428 届出と異なる施設基準を算定しています。」と表示された場合、エラー分についても送信可能（請求可能）ですが、訪問看護ステーションの請求が誤っている場合はすべて返戻となり、支払いされませんので東海北陸厚生局に届出した状況を必ず確認してください。

◎オンライン請求をした訪問看護ステーションについては、 返戻レセプト及び振込通知書等の各種帳票の紙媒体での送付 は行いません。

オンライン請求を開始した訪問看護ステーションの返戻レセプト及び振込通知書等の各種帳票については、紙媒体の送付は行いませんのでオンライン請求システムからダウンロードにより取得してください。（ダウンロード可能期間は公開日より3ヶ月間）

また、返戻されたレセプトを再請求する場合は、オンラインでの請求となります。

詳細は国保連合会だよりN o. 2024-5（令和6年8月発行）及び2024-6（令和6年9月発行）を参照してください。国保連合会だよりは静岡県国保連合会のホームページにも掲載しています。

◎オンライン請求システムにて確認試験を実施してください。

訪問看護ステーションにて確認試験を実施する場合は、事前に医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請する必要があります。

確認試験を実施するにあたっての留意事項については、国保中央会ホームページに掲載しているレセ電通信を参照してください。